

八王子市議会基本条例検証のための評価会議

(八王子市議会・議会運営委員会主催)

日時：平成30年2月16日（金）午前10時30分

場所：八王子市議会 全員協議会室

八王子市議会基本条例検証のための評価会議 名簿

出席議員（35名）

1 番	岩 田	祐 樹		2 2 番	鈴 木	基 司
2 番	西 山	賢		2 3 番	浜 中	賢 司
3 番	石 川	裕 司		2 4 番	村 松	徹
4 番	伊 藤	裕 司		2 5 番	荻 田	米 蔵
8 番	石 井	宏 和		2 6 番	小 林	鈴 子
9 番	佐 藤	梓		2 7 番	相 澤	耕 太
1 0 番	及 川	賢 一		2 8 番	青 柳	有 希 子
1 1 番	梶 原	幸 子		2 9 番	鈴 木	勇 次
1 2 番	八木下	輝 一		3 0 番	鳴 海	有 理
1 3 番	西 本	和 也		3 1 番	福 安	徹
1 4 番	渡 口	禎		3 2 番	水 野	淳
1 5 番	中 島	正 寿		3 3 番	吉 本	孝 良
1 6 番	五 間	浩		3 4 番	美濃部	弥 生
1 7 番	星 野	直 美		3 5 番	小 林	信 夫
1 8 番	市 川	克 宏		3 6 番	市 川	潔 史
1 9 番	前 田	佳 子		3 7 番	伊 藤	忠 之
2 0 番	小 林	裕 恵		4 0 番	陣 内	泰 子
2 1 番	馬 場	貴 大				

欠席議員（1名）

3 8 番	森	英 治
-------	---	-----

外部からの評価発表者

外部評価人	関東学院大学 法学部地域創生学科	准教授	牧 瀬	稔
外部評価協力者	政策シンクタンク PHP 総研	コンサルタント	茂 原	純
	関東学院大学 法学部	2 年	前 川	準 亮
	関東学院大学 法学部	2 年	細 谷	友 梨
	関東学院大学 法学部	1 年	船 来	知 里
	関東学院大学 法学部	1 年	高 橋	夏 美

議会事務局職員出席者

議会事務局長	大 西	健 二	議事課主査	中 村	志 保
庶務調査課長	和 智	章	議事課主査	中 沢	学
議 事 課 長	中 條	実	議事課主事	杉 山	勝 彦
庶務調査課主査	岩 島	泰 人	庶務調査課主任	中 島	崇

八王子市議会基本条例検証のための評価会議 目次

1. 開会	3 ページ
2. 開会あいさつ（議長 伊藤 裕司）	3 ページ
3. 評価人の紹介	3 ページ
4. 取り組みの評価報告	
(1) 内部評価について	
報告者：議会運営委員会 委員長 吉本 孝良	5 ページ
(2) 外部評価について	
報告者：関東学院大学法学部 准教授 牧瀬 稔 氏	7 ページ
5. 評価報告に関する意見交換	17 ページ
6. 外部評価協力者からの今後の検証作業に向けた講評など	23 ページ
7. 閉会あいさつ（副議長 村松 徹）	24 ページ
8. 閉会	25 ページ

[午前10時30分開会]

◎【美濃部弥生議会運営副委員長】 皆様、おはようございます。ただいまより八王子市議会基本条例検証のための評価会議を開会いたします。本日は大変お忙しい中、今回の会議への御協力を快くお引き受けいただき、この評価会議の運営や進行方法などにつきましても事前に丁寧なアドバイスを頂戴いたしました牧瀬稔先生、また御協力いただきました茂原純先生、そして大学生の皆様、まず冒頭、心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。

申しおくれましたが、私は本日の進行を務めさせていただきます議会運営委員会の副委員長を務めさせていただきます美濃部弥生でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、本市議会議長の伊藤裕司より御挨拶申し上げます。

◎【伊藤裕司議長】 皆様、おはようございます。それでは、八王子市議会基本条例検証のための評価会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

牧瀬先生、また今回の評価に御協力いただきました皆様、本日は本市議会にお越しをいただきましてありがとうございます。また、本日は一般の方にも何人かお越しをいただいているようでございます。ありがとうございます。最後までよろしくお願ひいたします。

今回、政策の専門家であります先生に評価をお願いしたのは理由がございます。平成25年に本市の議会基本条例を策定する際、パブリックコメントや市民との意見交換会を開催するとともに、専門的な見地から素案に対する評価、講評をいただく会を、きょうと同じように公開で開いております。平成25年の4月でございました。実はその際、評価していただいたのが牧瀬先生でございました。現実的な見地からのアドバイスと、一定の方向性をお示しいただいたと思っております。

今回、検証作業を進めるに当たり、条例策定時からの本市議会の経過を把握していただいている先生に、引き続き検証作業をお願いしたいと御相談したところ、内部評価、外部評価をあわせて行う手法などのヒントもいただき、お忙しい中、快くお引き受けいただきました。

さて、本市議会では、平成26年4月に条例を施行し、さまざまな取り組みを行ってまいりました。具体的な運営については、40人の議員の考え方が必ずしも一致しないことから、試行錯誤を重ね、多くの時間をかけながら歩み寄り、運用のルールを決定し、取り組みを行ってまいりました。きょうの評価会議は、条例の第20条の見直し手続に基づき、本市議会として初めて具体的に取り組むものになります。

本日、内部評価シートを皆様にお配りしておりますが、今回、この評価を行いながら、各項目の達成度をはかることの難しさを感じました。この後の意見交換会も含めて、検証の進め方そのものについて検討しながら、今後の市議会の検証作業の第2ステップへ進んでまいりたいと考えております。

結びになりますが、私はこの条例をつくる素案準備会において座長を務め、その後、議会基本条例策定特別委員会においても委員長を務めさせていただきました。このような経緯から、この議会基本条例に対して非常に強い思い入れがございます。今回、議長という立場で再びこの検証作業に立ち会えることを非常に光栄に感じております。これからのこの検証作業を通して、議会や議員の皆様、さまざまなあるべき姿を探りつつ、議長としての市民の皆様にかかれた透明性の高い議会運営に努めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、開会に先立ち、挨拶とさせていただきます。きょうはよろしくお願ひいたします。

◎【美濃部弥生議会運営副委員長】 ここで、本日、外部評価の報告をしていただきます牧瀬先生のプロフィールを御紹介申し上げます。

牧瀬稔先生は、公益財団法人日本都市センター研究室研究員、一般財団法人地域開発研究所上席主任研究員などを歴任され、現在は、関東学院大学法学部地域創生学科准教授として御活躍されています。

また、今年度は、戸田市、春日部市、新宿区、東大和市、寝屋川市などの自治体の政策づくりのアドバイザー、厚生労働省の「多様な社会資源を活かした『地域包括ケア推進』環境づくりに関する調査研究会」委員、スポーツ庁技術審査委員会委員なども務めていらっしゃいます。

さらに、民間と地方自治をつなぐ取り組みとして、読売広告社と戸田市の「シビックプライド向上に関する共同研究」のアドバイザーを務めるなど、幅広く御活躍されています。

以上、簡単ではございますが、牧瀬先生のプロフィールを御紹介させていただきました。

また、本日は、外部評価に御協力をいただきました有識者の先生や、大学生の皆様にもお越しいただいております。

ここで、外部有識者のお一人であります茂原純先生のプロフィールを御紹介させていただきます。

茂原純先生は、慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科修士課程を修了後、2006年に株式会社PHP研究所に入社されました。現在は、政策シンクタンクPHP総研の研究推進部公共イノベーション課コンサルタントとして御活躍でございます。

また、和光市、横須賀市、厚木市などの市長マニフェスト進捗状況外部評価委員会の委員や、川口市議会自民党川口市議員団改革プログラム検証委員会の委員なども務めていらっしゃいます。

以上、簡単ではございますが、茂原先生のプロフィールを御紹介させていただきました。

なお、大学生の皆様は牧瀬先生から直接御紹介をしていただくことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは早速、評価報告を行ってまいりたいと存じます。

初めに、内部評価として、本市議会の議員がみずから評価した結果の報告からでございます。報告者は、議会運営委員会委員長長の吉本孝良でございます。それではよろしくお願いいたします。

◎【吉本孝良議会運営委員長】 ただいま御紹介いただきました議会運営委員会委員長長の吉本孝良でございます。よろしくお願いいたします。このあとは着座にて進めさせていただきますと思います。

それでは、議会基本条例の検証に当たり、本市議会としての取り組みの評価を報告させていただきます。

まず、内部評価に当たりまして本市議会が行った評価方法について御説明いたします。

当初は、項目ごとに議運の委員で協議し、評価点をつける予定でしたが、今回は日程的にタイトなスケジュールであったことから、委員会で協議して点数を決めるのではいろいろな意見が出てしまい、結論を出すまでに時間もかかるため、難しいと考えました。

そこで、まず会派ごとの話し合いにより、会派としての点数を提出していただき、それをもとに、正副議長及び議運の正副委員長が取りまとめ、八王子市議会としての評価点を仮に決定し、後日、議運の委員にお示しをして検討し、最終決定をいたしました。

それでは、条項ごとの点数と、評価した理由の中で主なものを説明させていただきます。

八王子市議会基本条例評価シートをごらんください。まず1ページから、条文の第2条1項1号です。以後、2の1の1と言わせていただきます。

2の1の1は、執行機関の事務の監視ですが、これはコメント欄にありますように、「会議における質問・質疑に加え、本市議会の特徴として、議案にならない諸般の報告についても、本会議で質問できる仕組みがあることで、事務の執行について監視できている。しかし、すべての事務執行を監視できて

いるわけではないと考えられる。」として、4点となりました。

次に、2の1の2です。「市民意見を把握し、政策提言に取り組むこと」です。これは、「議員からの提案により、市長部局で条例案を作成し、それを議決することで制定された条例はある。しかし、条文の文案作成から議員が担い、議案として提案されるまでに至ったものが非常に少ない。これまで、政治倫理条例と議会基本条例のみである」として、3点となりました。

次に、2ページ目の2の1の3です。これは、情報公開による開かれた議会運営です。これは、「委員会のインターネット中継が実施できていない。また、ケーブルテレビ放映が一部の会議であり、全市を網羅していない点で不足と考える」として、4点となりました。

なお、この項目に関しての新たな取り組みとして、平成29年度より、本会議のインターネット中継のマルチデバイス化を実施しております。

次に、2の1の4です。研修及び調査研究活動の実施です。これは、「市政の課題等について、調査研究した内容は、報告書としてまとめるだけでなく、委員会や一般質問でも提案をしており、実際に施策に展開されている。一方、今後も引き続き、幅を広げるなど調査研究を進める必要はあると考える」として、4点となりました。

また、他の意見として、「市議会として開く勉強会が少ない」との意見がありました。

次に、2の1の5です。議会改革の推進です。これは、「ICT検討会の答申内容を具現化したり、政務活動費に関する検討会で『政務活動費の手引き』を作成するなど、現実に即した取り組みを積極的に実施している。しかし、着手はしているものの、まだ議会改革について検証中の段階なので、道半ばである」として、4点となりました。

他の意見として、議会改革に特化した委員会の設置が必要であるとの意見もありました。

次に、3ページの3の1の1です。市民意見の的確な把握です。これは、「市民の意見を的確に把握しやすくするための仕組みを整え、推進しているが、運用面については改善の余地がある」として、4点となりました。

次に、3の1の2です。議員としての資質向上等のための調査研究活動の実施です。これは、「議員個人の行動については、評価しにくいところがある。しかし、会派単位でも、随時研修や勉強会を実施するなど、資質向上に努め、市政の課題について調査研究活動を行っている」として、4点となりました。

次に、3の1の3です。議員相互の自由討議と積極的な発言です。これは、「議会運営の中で、公平を保ちながら、積極的な議論ができる環境整備に取り組んできた。少数会派や会派に属さない議員に対する不利益が出ないよう調整を行ってきたと考えられる」として、4点となりました。

次に、4ページの4の1の1です。議会報告会については、「試行錯誤を経ながら、年1回の開催が定着し、4回実施してまいりました。しかし、十分に市民との意見交換ができる場になっているとはいえないと考える」として、3点となりました。

次に、4の1の2です。請願等の審査について。これは、「請願等の審査はきちんと行われている」として、5点となりました。

なお、関連する取り組みとして、請願代表者が委員会の休憩中に請願の趣旨説明を行うことができることをルール化しております。

次に、4の1の3です。パブリックコメント、アンケートの実施です。これは、「必要に応じて適切に行われているが、市民から意見を聞く手法を増やす努力は今後も必要と考えられる」として、4点と

なりました。

他に、傍聴者にアンケートを実施すべきとの意見がありました。

次に、5ページの5の1の1です。本会議などの原則公開です。これは、「傍聴は、すべての会議において可能となっており、既に実施している。しかし、インターネット中継は本会議のみであること、また、ケーブルテレビ放映は、本会議、委員会の一部だけであること、さらに一部の地域では視聴できないことは、不十分なものとして課題と考えている」として、4点となりました。

次に、5の1の2です。文書の公開。これは、「議会に関する情報は、原則としてすべて公開されているため、条文の取り組みは満たしている」として、5点となりました。

また、関連して、議事録の早期完成を求める意見もありました。

次に、6ページの5の1の3です。議会の広報活動です。これは、「現状で考えられる取り組みを、きめ細かく実施していると考えられる」として、5点となりました。

また、関連した取り組みとして、「議会だより」の愛称や、表紙写真の公募を実施し、市民に親しまれる広報紙の作成を行いました。

次に、7ページの6の1です。政策等の形成過程の説明要求です。これは、「十分な説明を受けていると評価している」として、5点となりました。

次に、第7条、質疑等の方式です。これは、「質問方式について、多様な形式をとることで、テクニカルなことでも、段階的に掘り下げて質問ができることから、市民にもわかりやすい取り組みができていると考える」として、4点となりました。

なお、一般質問については、一問一答方式のほか、一括質問方式など、3種類の方法から選択して実施できるように改善しております。

次に、第8条、議決事件の拡大です。これは、「該当する案件はなかったと考えている。議決事件の追加ができることは良いが、追加の際には慎重に対応すべきと考える」として、4点となりました。

他に、重要な計画等についても議決事件として議会の権限を拡大することが必要との意見もありました。

次に、8ページの9の2、専決処分を最小限にする件です。これは、「最小限になっていると評価する。臨時会を求めるような事例がないことから、実行できていると判断すること」によって、4点となりました。

また、関連して、将来的には通年議会について検討すべきとの意見もございました。

次に、第10条です。議会の適切な運営であります。これは、「公平で自由な議論を尽くすため、適切な運営に努めることができていると考えられる」として、4点となりました。

次に、11の1、委員会の適切な運営であります。これは、「適切に運営できている。特別委員会を設置する際には、現実にあったテーマを選定し運営している。しかし、特別委員会の開催回数などに課題が残ると考えられる」として、4点となりました。

次に、11の2です。委員間討議の実施です。これは、「制度も導入されており、必要性があるときは自由に実施できていると考えている。しかし、運用については再考の余地があるのではないか」との意見があり、4点という結果になりました。

次に、9ページの11の3です。委員会における懇談会の実施です。これは、「外部の有識者を初めとした専門分野に精通した団体との懇談会は実施しているが、個人とは行っていない」として、4点となりました。

次に、12の1、会派の結成についてです。これは、「会派制については適切に運営されている」として、5点となりました。

次に、12の2、会派における調査研究に努めることです。これは、「会派単位で随時研修や、勉強会を実施するなど、調査研究を実施できている」として、5点となりました。

次に、12の3です。会派代表者会の開催。これは、「代表者会は、必要に応じて頻繁に開催されている」として、5点となりました。

ほかの意見として、「会派に属していなくてもオブザーバーとして会派代表者会に参加することができ、情報の共有を図ることができている」との意見もありました。

次に、10ページの13の1、政務活動費についてです。これは、「新しい情報や、先進的な取り組みなど、八王子市政に貢献するための活用はできている」として、4点となりました。

また、関連する新たな取り組みとして、政務活動費の検討会を立ち上げ、「政務活動費の手引き」を作成し、ホームページで公開をいたしました。

次に、14条、議会事務局の体制整備です。これは、「現状では、議会事務局には、政策法務に関する体制が整っていない。人員不足と考える」として、4点となりました。

次に、16の1及び2です。議員の政治倫理です。これは、それぞれ「特段の事件は発生しておらず、問題ないと考える」として、5点となりました。

次に、11ページの18の1、議員報酬です。これは、「条例に従って適切に決定されているものと考え」として、5点となりました。

最後に、20の1です。基本条例の見直し手続き。これは、「基本条例施行後4年を経て、内部評価・外部評価の突合せを公開制で実施することができた」として、5点となりました。

以上、主なところを御説明いたしました。本市議会の評価点としては、合計147点となり、100点満点に換算しますと、86点という結果になりました。

今回の評価に当たり、会派ごとに得点を出していただきました。会派ごとの得点では、最高点は100点、最低点は56点でありました。今回は初めての検証作業でもあったため、会派内でも、何をどう評価したらよいかかわからず、多くの議論をしたことと思います。点数はどうあれ、今回、項目ごとに議員同士で議会基本条例について議論をしたことは、決してむだにはならないと思います。

この後、先生から外部評価の説明をしていただき、どのくらい評価に違いが出るのかを確認させていただきまして、今後の議会運営につなげていければと思います。

私からの説明は以上でございます。

◎【美濃部弥生議会運営副委員長】 続きまして、牧瀬先生から外部評価結果の御報告をお願い申し上げます。

◎【牧瀬稔氏】 皆さん、こんにちは。私のほうからは、25分程度お時間をいただいて、外部評価の点数結果といったものを出していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

お手元のパワーポイントの資料に基づきながら説明していきたいと思っております。時間は20分ということなんですけれども、57枚スライドがありますので、25分ぐらいかかってしまうと思っております。何とか駆け足でやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

後ほど御紹介しますけれども、私を除いて2名の学識者と、あと、うちの関東学院大学の学生、きょうは4名来ていますけれども、合計9名で評価をしました。それでは、点数を発表していきたいと思っております。

では、お手元の資料に基づいて進めていきたいと思えます。

前回、4年前に八王子市議会にきたときは地域開発研究所というところに勤務していました。昨年4月からは関東学院大学に転職しました。

簡単に、この検証の進め方というものを御紹介していきたいと思えます。そのあと、委員長がされたような個別の評価結果を発表していきまして、最後に、今後の期待というか、お願いというか、私のほうからまとめの話をしておしまいにしていきたいと思えます。時間は何とか25分間ぐらいで進めていきたいと思えます。

こちらは、今言った概要ですね。第20条に基づいて、今回、評価をしましたよということです。

今回、注意していただきたいのは、アウトプット評価になります。アウトカム評価ではないという点です。また後ほど御紹介しますが、あくまでも結果指標として、成果指標ではないということです。この辺は注意していただきたいと思えます。

そもそもいただいた資料ではアウトカムの評価はできませんので、今回は、やっていない、やらなかっただけの結果評価になります。アウトプットですね。その観点で評価をしていますので、それは御承知いただければと思えます。これはまた後ほど、今後の展開ということでお話ししていきたいと思えます。

それで、皆さん気になると思えます。まず点数ですね。何点だと思えますか。事前に連絡していない。事務局には若干資料を送りましたけれども、これは有識者、私たち3名でやった評価ですね。ちなみに、本来、先ほど委員長は170点満点でやっていますけれども、私たちは評価できない項目もありましたので、評価不能もありました。それを除いています。なので、135点満点に下がっちゃった、そういう状況です。

135点満点で何点かという、108点という評価になります。これはパーセンテージであらわしますと、100点満点で何点かという、100点満点で80点という評価になります。すなわち、皆さんの評価は86点、私たちは80点という、そういう状況です。

先ほども言いましたけれども、良好な結果だと思えます。ただし、34規の評価項目のうち、5項目は評価不能ということで、そもそもいただいた資料では評価できないということになっていますので、残りの29項目を評価しています。その結果が80点満点という、そういう状況です。

次いで、学生ですね。うちの大学生になります。大学生にはすべて評価してもらっています。170点満点で何点かという、126点。100点満点で74.3点ですので、私たちよりも低い。皆さんよりも低い。後ほど学生に弁明の機会を与えますので、なぜ低かったかということをしつかり学生のほうから説明してもらおうかと思えますので、よろしくお願ひします。

皆さんとは12点、差がある、そういう状況ですね。そうであっても、及第点かなという感じがします。74点だと、うちの大学だと、A、B、CだとB評価ですね。C評価ではない。D評価は不可ですので、S、A、B、C、Dで言うとB評価と。まあまあ学生と、そういう状況になります。

大学生たちはすべての科目を評価している。後ほど、私の発表が終わった後に、すべての点数結果を出します。あとでお配りいただきますので、それを見ていただければと思えます。

今回の進め方は、こんなふうにしてみました。事前に、事務局のほうから相談がありましたので、当初は私1人だけの評価だったんですけども、それでは意味がないということをお話ししました。他市では、外部評価自体が少ないんですが、その少ない中でも、多くのは事例が1人だけの評価なんですね。専門家に聞き取り調査をして、よかったか、悪かったかという、そんな話なんですね。それでは意味が

ありませんので、私のほうから外部評価委員会を立ち上げてやったらどうでしょうかという話をしました。私の判断で合議制の外部評価委員会を立ち上げたと、そういう状況です。

さらに、ほとんどの外部評価は点数化していません。なので、アバウトで終わっちゃっています。ということは、点数化しないと、市民にはわかりません。結局、何点なのよということを知りたいわけです。だから、点数化したほうがいいんじゃないですかということをおのほうから提起しました。なので、私のほうで評価指標をつかって、100点満点で何点かということを出していただいた、そういう状況です。もしかすると、八王子市議会が点数化したのは初めてかもしれないと。少なくとも私が知っている範囲では、大学生が入り、かつ点数化したのは、議会基本条例に関しては初めてですね。マニフェストはありますけれども、議会基本条例に関しては初めてかもしれません。

今回の私的な諮問の外部評価委員会というものは、有識者3名と学生9名から成立しています。

ちなみに、条文を見ると、「有識者等」と書いていますので、この「等」に学生も入ってくるんだろなという感じがしますので、学生と私たちで評価した、そういう状況です。

こちらが、今回のメンバーになります。この3名の有識者で評価をしています。本当は5名ぐらいにしたかったんですけども、結果的には3名になりました。中村円先生は、行政には詳しい方ですので、その方をお願いしたと。あと、私と、きょういらっしやっている茂原純先生をお願いしました。

あと、学生は、この資料にある9名をお願いしたと。左側が2年生、右側が1年生をお願いしたと、そういう状況です。基本的にすべて私の行政学の授業を取っていますので、その中で議会基本条例の話はしていますので、多少は詳しいのかなという感じはします。

それで検証依頼があって、私のほうで私的な外部評価委員会を立ち上げて、その結果を今回報告した、こういう状況になります。

今回の流れなんですけれども、この評価シート、こちらの案も私のほうで提示をしました。過去に、他市の市長等のマニフェスト評価をこれで行っていますので、こういうのをつくったらどうでしょうかという話をしています。この中身についてはそれに基づいて、事務局と私のほうで協議して決定した、そういう流れになります。

評価基準も私のほうでつくっております。こちらは何かということ、過去のマニフェスト評価ですね。私が行った市長のマニフェスト評価、議会のマニフェスト評価を参考にしてつくっております。

それで、ちなみに、5点満点なんですけれども、実は6段階ですね。0が入っていますからね。0、1、2、3、4、5と。5段階ではありませんよということですね。6段階でやっている、そういう状況になります。

あと、評価点数に加え、評価者から簡単なコメントをいただくという、そんな進め方としました。

ちなみに、きょうで終わりではありません。私のほうは、きょうの意見交換を受けて、簡単な提言書を出したいと思います。再度、学識者とか学生の意見を聞いて、八王子市議会に対して、こういうことをやってはどうですかということをおまとめしますので、それを受けて終わりになる、そういう状況です。

それで、今回は内部評価の結果と外部評価の結果で、それを受けて、委員会のほうですかね、皆さんのほうですかね、議会基本条例を見直すか、見直さないかということは、再度検討していただきたいなと思います。

ここからは1つお願いなんですけれども、見直す場合は、改定作業に入りますけれども、見直さない場合も、なぜ見直さなかったのかということはおしっかり発表していただきたいなと思います。これこれこういう理由で見直さなかったんだよということを、しっかり市民に対しても出していただきたいなと

思います。それでないと意味がありませんので、見直さない理由をしっかりと明記するという事は、ぜひやっていただきたいなと思います。

では、ここからは個別評価ですね。ここからは駆け足でやっていきたいと思います。

まず、2の1の1、これは何点かということです。こちらを見ながらやったほうがいいかもしれないですね。先ほどの委員長のことを見ながら、そこに点数を書いてもらったほうがいいと思います。理由は皆さんのペーパーにも書いていますので、点数だけあいているはずですから、この点数を書いていただきたい。

何を注意してもらいたいかというと、皆さんの点数と私たちの点数が分かれているものを注意してもらいたいと思うんですね。特に点差が大きいものほど問題があると思います。なので、この点数を書いてもらって、その差が大きいものについては検討する余地があるかなという気がします。

今回発表するのは有識者の点数です。学生はまた別途、後ほど、ペーパーでお配りします。

こちらは何点かということ、4点ですので、皆さんと全く一緒ということですね。

続いて、今度は2の1の2ですね。皆さんは3点でした。私たちは何点かということ、これは3.3ですので、これも大体一緒、そういう結果になります。

続いて、今度は2の1の3ですね。皆さんは4点でした。私たちは何点かということ、こちらも4点と、皆さんと一緒にですよということですね。

今度はこちらですね。2の1の4、皆さんは4点をつけています。私たちは3.7ですが、これも大体一緒かなという感じがします。四捨五入すれば4点ですから、大体一緒と。

今度はこちら、2の1の5ですね。地方分権の進展に的確に対応するという部分ですね。これは皆さんは4点をつけています。私たちはこれは3点という結果です。1点は私たちが低い。4点は大体75点、100点満点で75点ぐらい、そんなイメージですね。3点は、つまり50点ですので、私たちの判断は、まだまだ半分だねと、そういう判断です。なので、これは再度、各党派、あるいは委員会などで検討する余地はあるかなという感じはします。

今度はこちら、3の1の1になります。皆さんは4点、私たちも4点、そういう状況です。これもそんなに差はない。

今度はこちら、3の1の2です。皆さんの点数は4点、私たちは何点かということ、3点ですね。これも若干、皆さんよりは低い、そういう状況です。

下に理由はありますが、これはあとあと見ておいていただければなと思います。

続いて、3の1の3。皆さんは4点、私たちの有識者の評価は4点。これも一緒ですね。そんな状況です。

今度は、4の1の1です。これは皆さんの評価は3点、議会報告会ですかね、3点ですけども、私たちの評価は4.3ですので、皆さんよりは点数はいいということですね。ただ、これはアウトプット評価ですから、やっている場合は点数が上がります。やっていますからね。そこから何を得たか。その得たものをどう政策に反映しているのか。これがアウトカム評価ですね。これはこの観点では見えないということですね。そこをどうしようかというのが今後の議論かなという気がします。

やったことについては、やっていますよと。それをどう生かしているのかということですね。議会活動に生かしているのか、あるいは議員活動に生かしているのか。これは今回の資料では全く見えませんから、その部分では評価はできないと、そういう状況です。

ちなみに、ちょっと余談ですけども、議会報告会については、私は今、藤沢市議会に関わっていま

す。藤沢市議会は議会報告会の意見をしっかりまとめて、執行部に提案を出しています。もし関心があれば、調べて下さい。藤沢市議会の議会報告会「カフェトークふじさわ」ということをやっています、結構視察もふえてきている。これはワークショップ方式でいろいろやっています、そこで市民の意見を議会としてしっかりまとめて、議会から執行部に対して議長名でしっかり出している。これをやってくださいよと。それをまたPDCAを回して、なんていうことをやっています。

この「カフェトークふじさわ」にもうちの学生にかかわってもらっていて、うちの学生がファシリテーターを行っている。そんなこともやってもらっています。学生が入ったほうが、市民と議員がけんかしませんからね。たまにけんかしちゃう議会報告会があるんですけど、学生が入ると、学生の前では、お互い、大人になりますからね。みっともないところは見せられないみたいになって、和気あいあいと終わりますので、そんな意図を持って学生を入れているんです。

八王子は大学が多いですから、学生をうまく活用するということは、お互いにとってウインウインですから、大学にとっては教育効果になりますので、ぜひ使っていただければと思います。

今度、こちら、4の1の2です。皆さんは5点、いわゆる100点をつけています。私たちは4点ですね。若干下がっている。そういう状況です。

次は、4の1の3です。パブリックコメント、アンケート、皆さんは4点をつけている。私たちは3点。これも若干低い、そういう状況ですね。

続いて、今度は5の1の1です。こちらは皆さんは4点をつけている。私たちの評価は4.3ですが、大体一緒かなという感じがします。

続いて、今度は5の1の2ですね。皆さんは5点をつけていますけれども、私たちは3点です。ただ、もしかしたら、実際はしっかりやっているのかもしれないんですけども、いただいた資料では判断できなかったということもありますので、これは再度検討してもらえばと思います。結構、2点は差があき過ぎていますので、私たちはもらった資料だけでしか判断できなかった。結果、3点ということもあるかもしれませんが、これは後ほど確認していただければと思います。

続いて、5の1の3ですね。皆さんは5点、私たちは4.7。これも大体一緒ですね。同じ点数。

続いて、今度は6の1です。政策等の形成過程の説明要求。皆さんは5点なんですが、私たちはこれは評価不能です。いただいた資料だけでは評価できないということで、これは点数はつけていません。これは合計から除いていますよということですね。評価不能です。

悪いというわけではないですよ。ただ、評価できなかったということですからね。落第点ではありませんので、それは特に問題ないですよということですね。

今度はこちら、第7条です。質疑及び質問の方式。皆さんは4点、こちら私たちは4.3です。皆さんより点数が高い、そういう状況です。

今度は第8条です。議決事件の拡大です。これは皆さんは4点をつけています。私たちはこれも評価不能ですね。いただいた資料だけでは評価できない、そういう状況ですので、これは点数はつけていません。

続いて、今度は9の2ですね。皆さんは4点つけていまして、私たちも4点。これは一緒です。

続いて、今度は第10条、議会の運営です。皆さんは4点をつけていて、私たちは3.7。これも大体一緒かなという感じがします。

続いて、11の1、委員会の運営。皆さんは4点をつけていて、私たちは5点をつけています。一応やっているねと。「おー」とか言っていますけど、アウトプットですからね。アウトカムではありません。

まだまだ次があるんですよということですからね。山は登り切っていませんので、きょうは高尾山に登って、今度は富士山に登るという感じですから、それを注意していただきたいと思います。下ったら困っちゃいますからね。これからまた登っていくんですよということで、これは5点ということですね。

続いて、今度は11の2ですね。これは皆さんは4点で、こちらは4点。これも一緒ですよということです。

続いて、今度は11の3。皆さんは4点をつけていて、こちらの評価は4.7です。これは私たちのほうがいいですよということですね。

続いて、12の1。こちらは内部評価は5点です。私たちは5点。一緒ですよということですね。

今度は12の2になります。皆さんは5点をつけていますが、私たちは3.5ですので、若干低いという感じです。議会単位での研修等、勉強会なんですね。これはちょっと低かったという状況です。もっともっとできるんじゃないかというのが私たちの判断になります。

続いて、今度は12の3ですね。内部評価は5点、私たちの評価も5点ということですね。一緒になります。

次は、12の4です。内部評価、皆さんは4点、私たちの評価は何点かというのと、こちらは5点ですね。

今度は政務活動費、13の1になります。こちらは内部評価は4点という結果になっています。私たちの評価は、こちらはちょっと評価できないということですね。いただいた資料だけでは見えないということで、評価不能としています。あとで、下のコメントは見ておいていただければなと思います。

続いて、今度は第14条です。議会事務局の体制整備。皆さんの評価は4点、私たちの評価は、これも評価不能ということですね。いただいた資料だけでは完全に評価できない、そんな状況ですね。

続いて議会図書室ですね。これは内部評価は5点ですが、私たちは3.5点です。若干低い、そういう状況です。

続いて、第16条の1、政治倫理。これは内部評価は5点。3点とかだったら問題ですよ。自分たちが3点だったら、何をやっているのかですから、これは5点を出さざるを得ないですね。私たちのほうはちょっと保留ですね。いただいた資料だけでは読めないと、そういう状況です。やっていないというわけではないですよ。資料だけでは見えないということです。そこは強調しておきます。悪いわけではないということですね。

続いて、今度は第16条の2です。内部評価は5点ですが、こちらにもリンクしていますので、評価不能になっています。いただいた資料だけでは見えない。評価資料に該当する案件がなかったと書いていますが、これだけだとわからないわけですね。もっと書かないとわからないということです。だから、評価できなかったんですよということです。

皆さんは内実は知っていますからね。これだけでも皆さんは背景が見えますよね。私たちは外部ですから、全く背景はわかりませんから、だから点数をつけなかったという、そういう状況です。

続いて、今度は18の1、議員報酬です。皆さんは5点で、私たちも5点。これは5、5ですね。

あと、見直しですね。今回、見直しになりますけれども、皆さんは5点で、私たちも5点、そういう状況です。

最後に21の委任ですね。内部評価は5点、私たちの評価は、これも評価不能と。いただいた資料だけでは見えない、そういう結果になります。

個別の評価は終わりました、総合評価、繰り返しになりますけれども、有識者は何点かというのと、80点です。100点満点で80点。大学生評価は何点かというのと、100点満点で74.3点ということですので、点

数だけで見た場合は、これは及第点、特に問題はないのではないのでしょうかという、そういう状況になります。問題がないから条例を改正しないということではありませんけれども、きょう、この条例に基づいて、しっかり、議会活動はされている、そういう背景になります。なので、特に議会活動はしっかりできているんじゃないかということですね。

ただ、私たちは20点足りていません。皆さんは14点足りていませんから、100点を取るにはどうすればいいのかということは、さらに検討していただきたいなと思います。

最後にまとめというか、今後の期待ということで、これは外部評価の各委員の先生方の御判断は入っていません。私個人の意見なので、茂原先生とはまた違うかもしれませんが、私の意見として最後に述べておきたいと思います。

繰り返しますが、もし、4年後、あるいは2年後に、再度、この検証をするのであれば、アウトカム評価にも挑戦していただきたいなと思います。

今回はアウトプット評価なんですということです。つまり、やったか、やらなかったかだけで評価しています。そういう状況です。なので、やった結果、どんな成果があらわれたのか、これがアウトカムになります。どんな成果があらわれたのか、このアウトカム評価までもぜひやっていただきたいと思います。多分、皆さんのほうが詳しいと思います。既に、行政はアウトプット、アウトカムで動いていますから、しっかりアウトカム評価をしていただきたいなと思います。

どういうことかという、いろいろあるんですけども、例えば一番わかりやすい点がこちらですね。議会図書室、これは評価は高いんですけども、本を置けば5点なんです。この本を置いた結果、買った結果、どのように政策立案能力が上がったのか、行政監視機能が高まったのかという、これがアウトカムなんです。ここはすごく重要なんです。

だから、果たして本当に本を置くだけではなくて、置いた上で、議員さんとか職員がしっかり本を読んで、それを日々の議会活動とか職員活動に生かすことによって、しっかり議会評価を高めているのか、これがアウトカムになります。そこが結構難しいわけですよ。だから、これは意識してやっていかないと、すぐ評価手法がまともなりませんから、4年間でこのアウトカムを考えながら、ぜひ行動していただきたいなと思います。

なかなか、そうは言っても難しいと思うんですけども、このアウトカムにチャレンジしていただきたいなと思います。このあとも議会基本条例の検証過程で、あるいは市長マニフェストの検証も、これはほとんどアウトプットですから、アウトカムでチャレンジしていただきたいと思うんです。これも極めて重要な視点だと思います。

あと1つ、これはもしかしたら既にやっているかもしれないんですけども、多分、今回の議会基本条例の検証シートは事務局がまとめたのかなという感じがするんですけども、できれば、ひとりひとりの議員さんが、アウトプット、アウトカムをすべて出していただいて、それを議会事務局がまとめるということですね。ひとりひとりの議員が書くということです。自分はこんなアウトプットをやりましたよ、こんなアウトカムをしましたよと、すべて書いた上で、まとめるということをやっていただきたいなと思います。そのほうが結果的には、評価する側としても精度の高い評価ができます。各議員それぞれが数値目標を書くこと、これをやっていただきたいなと思います。

あと、これも既にやっているかもしれませんが、議会基本条例の見直し規定を見ると、市民や有識者等と書いていますから、もう既にやっているのかな、これからやるのかな、市民を巻き込んだ検証過程をやっていただきたいなと思います。一応、議会基本条例には市民もやるんですよと書いていますから

ね。市民についても、これはやっているのかもしれませんが、やっていないければ、市民との検証作業ということもやっていただきたいなと思います。既にやっているかもしれません。

あと、ここからは私の個人的な見解になります。これは皆さんも重々御承知だと思いますが、一般的にいわれている議会の役割には、行政監視機能と立案機能がありますよといわれています。前に言ったかもしれませんが、実は、地方自治法の中には、これは一切書いていません。中で読み取れるということですね。議会っていう章を見たって、どこにも書いていませんからね。監視しましょうねということを書いていませんね。議会っていう章を見たって、政策の立案のことは書いていませんからね。どこにも書いていません。

前に言ったかもしれませんが、ある主体は、どこどこは政策と企画を作るんで、いるんですよと書いてあるんですね。地方自治法の中に。これは結構おもしろいんですよ。市長じゃないんですね。どこかという、副知事及び副市町村長は、政策及び企画をやるんですよということが書いてあるんですね。なので、自治法的には皆さんじゃないんですよ。あくまでもナンバーツーなんですよ。ここは私の私見ですけども、ナンバーワン、トップは胆力ですので、判断ですから、政策じゃないんですよ。やるか、やらないかと。失敗したら責任をとると。これはトップなんですね。事務方のナンバーワンである副市長には政策が必要なところで、政策がない方が副市長になったら問題ですからね。政策がある方がなっていくと書いてあるわけですね。

ですから、地方自治法はナンバーツーなんですね。3年前に自治法を改正されまして、今はもう一主体が追記されました。それはナンバーツーと、もう一人が総合区長ですね。自治法が変わりましたよね。行政区に対して権限を与えようとなったわけですね。大阪都構想があつて。総合区長にも政策及び企画力が求められているわけですね。今、その2主体です。

このように、自治法をよく読むと、こんな判断ができるということなんですね。ちなみに、監視能力はどこかという、読み取れるのは監査委員ですね。監査委員のところには明確に、監査とか書いていますね。明確に書いています。ただ、議会っていう章をよく読むと、この2つが書かれているように読める、こういう判断になります。

これがあるという前提での話をしていきます。詳しくは書いていませんけれども、過去8年間の全国の議会の行政監視能力と政策立案能力の割合です。行政監視能力を発揮している議会というものは、2007年から2010年の間で5割しか発揮していませんよということですね。長が出したのについて、5割の議会は丸のみです。つまり、追認議会ですね。何もチェックしていない。出したものはすべて通しちゃう。そんな状況がありましたよと。これは全国調査ですね。朝日新聞とか毎日新聞の調査になります。

過去4年間では、どんなものかという、5割ですね、50%。だから、ほとんど変化がない。

よくマスコミはこの行政監視能力が低いなんて言っていますけれども、私はこれで問題ないと思っています。表に出る前が勝負ですからね。出る前に水面下でいろいろやっていますからね。議会の前に、説明しに行ったりとか、何とか通してもらおうと思って、いろいろ調整していますから、出たときにアウトをつけちゃうと意味がありませんからね。事務事業が止まっちゃいますから、これは問題ないとは思っています。

一方、個人的にはこっちが問題だと思っていて、条例をつくる傾向ですね。議会がどこで政策立案が必要かと判断するかという、これは自治法112条なんですよ。議会というものは条例をつくれまよと書いてあるんですね。ここで判断するわけですね。つまり、議会の政策立案能力は条例づくりな

んです、基本的には。この条例づくりに関して言うと、2008年から10年間で全国で9%しかない。91%は条例をつくっていないですよということですね。

そこから4年後、どうなったかという、17%に上がっているんですね。ここからは私見ですけども、今度は2015年から2018年の4年間で3割を超えてきます。これは間違いないですね。いろんなところがつくっていますからね。

こういう状態でも八王子市議会が条例をつくらないと、これは大分評価が下がってきますよ、ということなんですね。多分、次回は3割を超えてくるだろうと。そして、その次の調査は5割を超えてくるでしょう。ほとんどの議会が条例をつくっているのに、八王子市議会の状況はわかりませんが、もしつくっていなかった場合は、さらに厳しくなってきますよということですね。

なので、ここからは私の判断ですけども、私も詳しくはわかりませんが、少なくとも八王子市役所は、外から見ていると、執行機関の暴走もありませんし、目立った不祥事もないと思いますから、多分、監視機能はできているだろうと、そういう状況ですよ。ただ、議員提案はどうかかなということなんですね。動きはあるかもしれませんが、いわゆる議会として確立した事例はあるのかということなんですね。

だからこの2つの観点で、再度、議会の役割というか、議会の活用ということを考えていただきたいなと思います。

もし、この2点ができていないと、たとえ基本条例の評価が高くても、議会という評価が低くなっちゃいますよということですね。基本条例の評価を高めなきゃなりませんからね。議会という評価を高めることはすごく重要であって、この2点ができていなければ、議会としての地盤沈下を起こしちゃいますので、これはしっかり考えていただきたいなと思います。

厳しいこと言ってしまったかもしれませんが、全国的に条例をつくらうというのが高まっていますから、ちょっとわかりませんが、していないのであればチャレンジすると。全会派でやっていく。これはやっていただきたいなと思います。

本当はまずいんですけども、まず条例をつくることを目的化するということですね。初めてのところはそうですね。私の関わったある議会は、6年前に始めたときは、条例をつくることを目的化していました。本当はまずいんですけども、そうでないと、まとまりませんから。

最後に、一応まとめですけども、皆さんの議会の役割は何かという、まず1点目は、執行機関の監視機能、これがまずありますよということです。皆さんの資料は空欄になっていると思います。

そしてもう1点は何かという、今言った政策立案機能ですね。政策をつくる機能。

この行政監視機能と政策立案機能、これは何かという手段です。目的ではありません。これを目的にしている市議会が結構あるんですけどね。これを手段として何を達成するのかという、皆さんの議会基本条例にも書いていますけれども、住民の福祉の増進なんですね。こういう流れになります。これは皆さんのところにも書いてありますね。皆さんのところは市民福祉と書いていますよね。地方自治法は住民福祉と書いていますよね。なので、この関係をしっかり再度確認していただきたいなと思います。

以前、ある議会の議員さんと飲んだときに、ある議員さんが、うちはタブレットを入れたんですよと言ってきたんです。これは別にいいんですけどね。ここからが重要で、タブレットを入れて、どっちの機能を強化したのかという話なんです。これがすごい重要なんですけど、その議員さんは言えないわけですよ。タブレットを入れて行政監視機能を強めたのか、あるいはタブレットを入れると立案機能を高めたとはいえないわけですよ。つまり、どういうことかという、タブレットを入れるのが目的化してい

るわけですね。それではだめなんですよということなんです。

なぜタブレットを入れたか。答えは簡単で、タブレットを入れると議会ランキングが上がるんですね。だから入れちゃう、こんな状況なんです。だから、最悪なパターンなんです。こういうのが今、結構多いですから、再度、皆さんの目的、これが目的ですか、これを達成するためにどう議会基本条例を使うのか、どうこれを強くしていくのかということを常に考えていかないとまずいんですよということなんです。

最近あまりいい傾向ではないなという気がしますね。議会基本条例もつくと、ランキングがガツと上がるんです。だからつくるわけです。だから、ほとんどの議会がつくりっぱなし。皆さんのような検証は一切しない。そんな状況なんです。

一部はやっていますけど。しているところもほとんどが内部評価で終わっている。外部は入れない。外部を入れているところも、ほとんどが1人の意見を聞いておしまいと。今回、学生とか外部を入れて検証したのは多分初めてかもしれない、そういう状況ですね。

なので、厳しいことを言ったかもしれませんが、この検証を実施したことについては評価に値していると思います。しかも外部を入れていますからね。今回、外部評価の結果の点数をずっと言わなかったんですよ。事務局のほうから、大丈夫ですか、先生、大丈夫ですかという連絡が来たんですね。一切無視ですけど。事前に、調整してもつまらないので。

しっかりした点数を出していく。だから今は一切、直前まで点数を言っていない、そういう状況です。事務局には最終的には朝、言いましたけど。あとは皆さんは知っていなかったはずで。ですので、今回、外部評価をされた点は大きいと思います。これをやっているのは、ほんのわずかです。

でもここで終わったら困ります。ここからは茂原先生の専門になるんですけど、しっかりPDCAを回していただきたいなと思います。ちゃんと顧みて、再度またプランをするということですね。このPDCAを回さないでだめなんですよということです。きょうだけの検証だけで終わらせないでいただいて、これからまとめて、私のほうが提言を出しますから、それをもとにいただいて、このプラン、ドゥ、チェック、アクトもしくはアクションを回していただく。そうすることによって、議会基本条例をスパイラルアップしていただきたいんですね。みんな上がっていく、そんなイメージですね。ぐるぐる回っていく、そんなイメージでやっていただきたいなと思うんですね。そして最終的には福祉を高めていただきたいなと思います。

5分ぐらいオーバーしちゃいましたけれども、以上で私のこちらの評価をおしまいにしたいと思います。どうもありがとうございました。

◎【美濃部弥生議会運営副委員長】 牧瀬先生、ありがとうございました。

それでは、これから内部評価及び外部評価の結果報告を受けまして、意見交換を行ってまいります。

先ほど委員長からも報告がございましたけれども、今回の八王子市議会での内部評価は、会派ごとの意見の取りまとめを行い、その平均値を基本として全体の評価としております。内部評価につきまして、異なった御意見、また疑問点がある場合などにつきましては、ここで議員同士、意見交換ができればと思っております。

また、牧瀬先生からは、外部評価として、複数の専門家や大学生の皆様の評価をまとめたものを御報告いただきました。御報告いただきました内容等で疑問な点、確認したい点などにつきましても、牧瀬先生と議員との間で相互に意見交換ができればと考えております。

先生の御意向で、質疑応答ではなく、意見交換の場としたいとのことでございますので、よろしくお

願いいたします。

また、議運の委員以外の本日御参加の議員の皆様もぜひ御参加をいただきたいと思います。

それでは、意見交換に入ります。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

◎【牧瀬稔氏】 すみません。1点。全体評価を今からお配りします。学生と有識者のすべての項目の点数を載せたものがありますので、それを見ながら、あとは参考にしていただければと思います。

◎【美濃部弥生議会運営副委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

◎【鈴木勇次議員】 会派としては日本共産党市議団の会派に属しております。会派内で議論をして、内部評価をいたしました。自分たちが努力していることについて、あまり辛い点をつけてはどうかということが原則になっておりまして、最低点数としては3点で、若干問題があるかなということについては4点。5点の項目もかなりありました。今から私、お話しするのは、ちょっと愚痴っぽい話になります。

1つは、まず、最初の監視機能の問題なんですけれども、議会として努力をしても、その成果を出していくという点については、執行部側の情報がどの程度提示をされているかということが、成果に結びつけるかなり重要なポイントだと私は思っております。例えば、市の重要な事務で50億円単位でお金が出されるような大きな事業についても、私たちは点検をしなければならないということで、努力はするわけなんですけれども、十分な資料提供がないために、議会として十分な判断ができないというようなことがままありまして、そういう点について議会としてもっと努力をしなければならない点があるのではないかなというようなことを思っているところです。そういう点で、私たちはその点に問題があるんだ、議会がどんなに努力しても達成できないぞと考えているところです。

それから、もう1つは、政策立案の問題なんですけれども、これは少数会派として愚痴を少し言わせていただきます。成果にするには、議会で可決をされなければ、なかなか市民には見えないところです。議会としての成果という点では、なかなか議会全体の御理解をいただけないというような問題もあります。これまで、たくさんありました。会派としては、条例提案等もしようということで、努力をしてまいりました。

例えば、歴史的には産業振興条例というのも会派で出しました。全体で大きな議論になりまして、結局は、市側もやろうということになりました。議会の議論の中で。それで、執行部側から提案されれば、それが成果につながるわけですから、私たちの条例案としては、最終的には取り下げたというような経過もあるんですけれども、そういう努力を少数会派としては、少数なりに努力をしている。例えば、近年では、予算の修正案なんかも出しておりますけれども、全体の御理解はなかなかいただけないということで、成果にはなりませんでしたが、そういう少数会派なりの愚痴っぽいことも言わせていただくと、会派としては努力をしているということで、御理解いただければありがたいなというふうに思っています。以上です。

◎【牧瀬稔氏】 意見交換なので、今の話に対する私の感想です。前半部分の、執行部が情報をなかなか出してくれないという部分ですけれども、これは皆さんの議会基本条例の第6条に書いていますからね。第6条第2項、市長等は、速やかに対応するということがありますので、それが機能していないわけですね。そういう判断になりますよね。出ていない場合は、なので、規定を根拠にしっかりやっていくべきかな、という気がします。

さらに言うと、もし執行部が情報を出してくれない場合は、例えば議会基本条例に執行部への立入調査権なんかを入れちゃって、もしも出してくれない場合は、条例を根拠にして執行部に対して立ち入って

いく。議員がみずから強制的に情報を取りに行くということもありかなという気がしますね。入れているところはどこもありませんけれども、そういうこともあり得ると思います。指導、勧告、命令を議長名で行って、それでも出ない場合は、議会として権能として入っていくということですね。そういうことをやってもいいと思います。

これは前にも言ったかもしれませんが、沖縄県議会基本条例では、あるところに対して立入調査権を持っています。どこかというと、米軍基地です。これはすごいんですよ。でも、そこまでやっているわけですね。だから、沖縄県議会基本条例は米軍基地が何か情報を隠していると思った場合は、指導、勧告、命令を行って、議会の権能として入っていくということになっています。であるならば、執行部に対しても十分可能だと思います。場合によってはそういう規定を入れることによって、怪しいと思った場合は議長名でしっかり入っていくということですね。これもありかなという気がします。この辺も、場合によっては提言書に書いていきたいなと思います。

あと、政策立案に関して言うと、今、共産党さんは会派活動はしっかりやっているわけですね。議会の活動というのは実は3つに分かれまして、まず議会活動ですよ。当たり前ですけども。これは議会活動といった場合は、こちらの世界では、法的根拠があるものについては議会活動ですね。だから、議会基本条例に基づいて行ったものは議会活動、あるいは地方自治法とかですね。

例えば、こんなのがありますよね。有権者のお葬式に行くとか、これはどこにも書いていませんよね。これは議員活動なんですよ。それを分けて使っているんです、学者の間では。だから、法的根拠に基づいて行ったものは議会活動。議員活動は個別の対応ですよ。今のは、会派活動だと思うんですね。なので、この会派活動を、さっきも言ったんですけども、もし条例をつくりたい場合は、条例をつくることを目的化していただいて、議会活動として掲げていくということがすごい重要なかなという気がします。そういう感想を持ちました。

あと、もう1点は、すべて議会が条例をつくれればいいとは私は思っていません。執行部の方がやってくればそれでいいと思っています。なぜかというと、皆さんは執行権を持っていませんので、どんな条例をつくったって、向こうが動かなければ意味がありませんから、基本的には執行部にお願いして、それでも動かない場合に、だから議員提案なんだと。基本的にはそういう流れですね。

例えば、神奈川県商店街振興条例は、まずは議会が執行部に提案して行って、執行部が動かないので、だから条例化して動かしていくという、そういうパターンをとっています。だから、基本的には執行部にやってもらって、だめな場合に、議会として条例をつくって、そこで動かしていく、そのパターンがいいと思います。先ほどのお話でも、結果的には産業振興条例はできたわけですよ、執行部のほうで。であれば、特に問題ないかなと、そんな感想は持っています。

私からは以上です。

◎【美濃部弥生議会運営副委員長】 ありがとうございます。時間が大変タイトでございまして、11時45分ぐらいまでの間に、この意見交換をということでございますので、なるべく短く御質問いただければと思います。

◎【牧瀬稔氏】 後から個別にメールをいただければと思います。メールアドレスがあります。来たら必ず返信しますので。前回のときは、たしか2回ぐらいメールをいただいた記憶がありますので、必ず返信しますので、遠慮なく、この機会に使ってもらえればなと思います。私かわからないものは、全部茂原さんにふりますので。

◎【美濃部弥生議会運営副委員長】 少し安心いたしました。ありがとうございます。いかがでしょう

か。

◎【前田佳子議員】 ありがとうございます。生活者ネットワーク・社会民主党・市民自治の会の前田と申します。市民への議会活動の広報という点で、議会だよりと議会報告会なんです、八王子の市議会だよりは一般質問を誰がどういう内容でしたかということが、わからない書き方になっておりまして、そこが私たちの会派としては問題があるなということとをずっと言ってきたんです。その点についての御意見を伺いたいのと、また、議会報告会もなかなか、今いろいろ試行錯誤なんです、議会として決めたことを報告するという部分と、どういう過程で、どういうやりとりがあってこうなりましたというところが、まだまだ出し切れていないかなというところがあるんですが、その点について御意見を伺いたいです。

◎【牧瀬稔氏】 私の感想ですが、前者については、発言責任からも、やはり氏名は載せたほうがいいかなという感じがします。あくまでも私の感想です。あったほうがいいかなという感じがします。発言責任を担保する意味で、重要だと思います。特に議員さん皆さんは公人ですので、この発言責任というのは明記したほうがいいかなと、個人的には思います。そうじゃない方もいると思いますけど、私はそう思います。

後段については、政策の立案過程が見えないという話ですか。

◎【前田佳子議員】 そうです。どういうやりとりがあってこういう結果になったかという、結果の部分は報告できますが、その前段を公表するということですね。

◎【牧瀬稔氏】 それは、多分、議事録をしっかりつくっていただいて、それですべて発言責任を明確にすれば、その過程も見えるのかなという感じがします。そこがまず前提かなという感じがします。ただ、個人的には、すべて見せなくてもいいかなとは思いますがね。すべて見せちゃうと、あれっ、議員ってこんな発言をしているのかとか、こんなものなのかと思われる可能性もありますし、逆に、逆のパターンもありますけどね。まずは結果責任は絶対に見せるべきであって、場合によってはケース・バイ・ケースで発言責任も見せていけばいいかなと個人的には思います。

あと、もう1点、これも結構重要なんですけれども、これは行政にも言えるんですが、多分、議会事務局も執行部も広報はしっかりやっているんです。広報とは何かというと、辞書で調べると、一方的に情報を流すということなんです。だから、しっかりやっているんです。これからの時代は広報ではありません。広告です。そういう意識を、議会も、特に執行部もシティプロモーションをやっていますからね。必要だと思います。

広告というのは、ターゲットとした方に情報が届くようにして、さらに行動を促すことですね。まず読んでもらう。読んでもらって、伝わるようにしたいということなんです、ポイントは。これがほとんど今、できていません。どの議会もそうですし、執行部もそうです。広報はできていても、広告という観点でやっていかないと、住民の意識も上がっていかないのかなという感じがします。なので、ターゲットに合わせて、子どもが見る場合の広報と、高齢者とは本来違ってきますね。それに合わせて、ですます調も変えたりとか、文字も大きくしたりとか、そこまで考えてやっていくのが広告になりますので、ぜひ八王子もこの広告という観点で議会だよりというものも出していただければと思います。特に八王子市は執行部のほうでシティプロモーションを頑張っていますからね。私からは以上です。

◎【美濃部弥生議会運営副委員長】 ありがとうございます。他に御意見ございますでしょうか。

◎【小林信夫議員】 私のほうから、今、先生のお話にもあったことですが、政策立案のことについて、特に条例というお話があったんですけども、条例であれ、あるいは制度であれ、議会の総意

として、あるいは議会で話し合いをした結果、こういうのが必要なんじゃないかという議論は非常に大事だと思うんですが、現実的にそういう議論というのは、まずないんですね。

要は、最終的にはそういう意見は、自分で一般質問で提案をして、個人で提案をするべきだと、あるいは会派としてそういう予算要望をするべきだというような考え方もあるんで。議会が、議会としての権能を高めていくためには、議会としての力が必要なので、そうなった場合、私たちの立場で言えば、具体的には議会としての力を発揮する場所としては、もちろん一般質問だったり、いろんな形があるわけですが、その中でも特化した問題としていわゆる常任委員会、あるいは特別委員会なんかで十分に話し合いをして、その中で総意をまとめ上げて、条例なり政策提案をする一番の機会になると思うんですが、そうしたものに対する評価は、議会全体としては高まっていないんですね。

もう1つの背景には、そうしたものを支える議会事務局のほうの法務的なサポートの体制ができていないということもあります。それも当然お金がかかることですから、簡単ではないんですが、ただ、理想として私たちが考えているのは、議員としてというよりも、八王子市議会として、あるいは八王子市議会の何とか委員会として、こういう提案を、みんなの総意で話し合いの結果まとめた。こうしたものを訴えて、これを市に提案をしていきたいんだ、そういうような形がないと、結局は個人個人、あるいは会派の中で小さくまとまって、その中で、いわば陰でいろんな動きをして、その結果、個人的に、例えば提案したことが実現したとって喜んだり、それは大事なことですけれども、そういう格好ですと、議会としてのいわばやりがいがないんです。その辺のことはこれから大きな課題だし、そういう意味では、委員会の果たす役割ということが、私は非常に大事だと思っているんですが、もしこの点について何か気づいた御意見があればお願いします。

◎【牧瀬稔氏】 情報提供ですけれども、ある議会に行ったときには、各常任委員会で1本、条例をつくるということが決まっていた。なので、それに向けてみんなでもってまとまってガッツとやっていく。そういうルール化というか、そういうことを決めてもいいのかなという気がします。各委員会で頑張っている。何かをやりましょうねと決めないと、まとまりませんので、それをやってもいいかなという気がします。

あと、議会には力が必要ということは、まさに私もそう思っていて、議会の力を高めるためには条例づくりが私は一番いいと思います。何だかんだ言っても、すごい勉強をしますんで、非常に面倒なんですけれども、結果的にはほとんどの議会が、やってよかったと言っていますので。初めは大変なんですよね。でも1回つくっちゃえば、ノウハウができますから、だから、ぜひ取り組んでもらうといいかなという気がします。

それに関連して、事務局の法的なサポートに関して言うと、これも前回言ったかもしれないんですけど、できれば、執行部のほうの法制担当経験者の方を再任用で議会で雇うということですね。そこがポイントだと思います。出向で来ちゃうと、戻っていきますので、何だかんだ言っても、向こうの顔を見ながらつくっちゃう。なので、再任用だと、戻りませんから、議長の顔を見てつくってくれますから、かなり奇抜な条例が出てきます。再任用のほうは、この方も5年間は無年金ですから、何とかして頑張って、いいものをつくってやろうと思ってくれと。つくるしかないわけですよ。週2日とか3日ぐらいで再任用でやると、かなりいい条例ができてきます。

なので、お金をかければ切りがないんですけども、再任用を活用するとか、あるいは横須賀市議会ハウスの関東学院大学とパートナーシップ協定を結んでいまして、大学が後方支援している。これも法制をサポートしているわけですね。

だから、この再任用とか外部との連携というのは、やってもいいかなという感じがします。基本的には法制担当と財務担当の再任用は必要かなという気がしますね。この2者をやるといいかなという気がします。だから、是非議会としての力を高めるためには、条例提案というのを1つの目的化していただいて、議会で取り組むということはやっていただきたいなと思います。

◎【美濃部弥生議会運営副委員長】 ありがとうございます。はい、どうぞ。

◎【馬場貴大議員】 自民党新政会の馬場貴大と申します。本日は大変ありがとうございました。勉強になりました。

まさに今の先生の御発言の中で、私たちが向かうべきゴールというのは、住民福祉の向上だというのは、これは統一した見解だというふうに思って、私はある意味、安心しました。その上で、監視機能と政策立案の目指しがあって、政策立案に関しては条例をつくらうと。今、先生が目的化してみるのはどうだろうかというふうなアドバイスをされましたが、本来、そこを目的とするのは、いささか疑問も残るだろうというのは当然ですよね。「八王子ラーメンを食べましょう条例」なんてつくっちゃっても、これは意味があるわけではないんですから。そんな理念条例をつくたって意味がないというふうな意見を私は持っています。その上で、今回は及第点をいただきました。今後、アウトカムを求めたときに、じゃ、実際、条例をつくりましたと。その条例がどれだけ住民福祉の向上になったんだというところが、今度、見るところになってくるんだらうと思います。

そこでの、大変有意義な議論も期待できるんですけども、その前段として、じゃ、政策立案をする、つまり、条例をつくるのが、今、ある意味ではポイントアップにつながるよというふうに私は聞こえちゃうんですね。その間に何かないかというふうに思います。今の議会事務局には日ごろから研鑽を積んで、よくやってもらっているんですけども、やはりマンパワーも限りがある。条例をつくるのであれば、本来は住民のレベルで、そこでまたもんでる各所管が一番詳しいわけですから、そこに議会事務局を投入するというのも、条例はできるけれども、実のある条例ができるかといえば、ちょっと疑問も残る。

今、法制の関係で、テクニカルなところでフォローできる人物を雇えばどうかと言われたけれども、それは格好はできると思いますね。本当に住民福祉のためになるような条例をつくる、その前として、我々が、これはルール上どうなっているか、私は不勉強で申しわけないんですけども、条例をつくる前に、政策形成過程において、我々議員や会派で日ごろから行っている議会でのさまざまな活動が、こういった既存の執行部の政策立案に関与できているんだということを示す、何か市民にみえる仕組みをつくって見たらどうかなというふうに私は思っているんです。その点について、先生、いかがお考えか、また、そこに対して何かソリューションがあればお示しいただければと思います。条例をつくるだけが、議員の政策立案活動じゃないよということについてなんです。

◎【牧瀬稔氏】 条例をつくるだけがすべてではありませんので。ただ、条例をつくることを経験したほうがいいかもしれないですよということです。つくることによって、ここは足りないねとか、ここはまだ不十分だということがわかってきますので、それに対してまた修正ができますから、一回つくることによって、例えば法制能力がないねと。じゃ、再任用しようとかか出てくるわけですから、条例化にとりくんだらどうですかということです。

ちなみに、条例をつくって福祉が高まったところは幾つか事例がありまして、例えば平塚市議会は、全国で始めて自殺防止条例をつくっています。10年以上前ですよ。これをつくることによって、自殺者が減りましたからね。これは福祉の増進だと思うわけですよ。

産業振興条例をつくったところも、すべてとは言いませんけれども、基本的には倒産数が減ったりとか、そういうのがあったりするんで、何かしら効果が上がってくるかなという気がします。ただ、もちろん、つくる過程でいろんな発見があると思うんですね。そこがポイントだと思います。なので、一度トライしてはどうでしょうか。しているのかもしれませんがね。トライすることはむだではないと思いますので、やってみようかというのが御提案になります。

あとは、政策立案の仕組みづくりについては、それは皆さんが考えることだと思います。1つの仕組みとして法制担当の再任用とか、いろいろありますけれども、皆さんの八王子ならではの仕組みづくりというものをしっかり考えていくべきかな、という気がしますね。

ちなみに、名古屋市会は議会基本条例の中で、政策をつくる際の「事前協議」の規定を入れていますね。毎回、執行部と事前協議をして、そこで政策を反映させていく。条例で定めた事前協議の場で、すべて議事録が残りますので、言った、言わないはなくなります。そこでしっかり反映させていただいて、かなり反映しているものがあります。そんな事前協議の場を入れるのも1つのポイントかなという感じがします。

なので、一回いろいろやってみてもらって、足りない部分については条例化しちゃうことによって、それを仕組み化していくのが1つのポイントかなと、そんなふうに思います。

◎【美濃部弥生議会運営副委員長】 ありがとうございます。申しわけありません。ちょっと時間の都合で、先に進ませていただきたいと思います。せっかく牧瀬先生が、メールでもというふうにおっしゃってくださったので、ぜひメールでお願いしたいと思います。

それでは、最後に、今後の八王子市議会の検証作業に向けて、牧瀬先生から御講評をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎【牧瀬稔氏】 私からの講評は特にありません。ここでは、うちの学生のほうから1人30秒か1分程度で、この感想と、あと、最後に茂原先生から講評をしてもらえればなと思います。まず学生のほうから順次。

◎【前川隼亮さん】 関東学院大学法学部2年、前川隼亮と申します。このたび、条例の評価については初めてなんですけど、これまでは政策の評価を3回ぐらいさせていただきました。印象としましては、大変難しい内容でして、学生としてもそれぞれ考えてやった中だったんですけど、私としまして、若者目線としていろいろ考えたところがありまして、積極的に市民の意見とかを聞くことが、立案機能、立案ということにつながってくる。先生もおっしゃられたと思うんですけど、市民との検証をしていくことで、議会に生かされて福祉の増進につながっていくんじゃないかなと、私は考えました。

以上です。ありがとうございました。

◎【細谷友梨さん】 同じく関東学院大学法学部2年の細谷友梨と申します。今回、アウトプット評価ということで、どうしても主観的な評価になってしまったんですけども、市民の意見の反映と政策立案について提言させていただきますと、基本条例第4条1項3号を見たときに、パブリックコメント、アンケート調査の実施が実績がないのと、第4条1項1号で、十分に市民との意見交換ができる場になっていないと評価されている点について思ったことが、第4条1項1号の取り組みの中に、議会報告会とは別に、市民との意見交換会を主とする取り組みを設けてみたらどうかということのを思いました。

そういうことによって、新たに八王子市のいいところや、逆に問題点などが、市民の方の意見を生にお聞きすることで発見できることや、伸ばしていく部分は伸ばしていったり、改善できる部分は改善できたり、立案の機能としても機能することだと思います。なので、評価は、市民の意見を十分にまだ取り

入れていけないのかなと思いましたが、もう少し市民の方と直接会話できる部分をふやしていけたらどうかということをお私に思いました。

◎【舶来知里さん】 関東学院大学の1年、舶来知里と申します。私は外部と内部の評価に差がある理由として、情報共有の差があるなと思いました。その理由としての条例の第14条で、現状では、議会事務局には政策法務に関する体制が整っていない理由が、人員不足と考えると言っていて、評価として内部では4点をつけていて、外部ではそれが、人員体制とかそういうのが評価できないという部分があり、また、会派の議員さんは、情報提示とか、議会で情報が出せない部分があるという、努力しても達成できない部分があるというんですけど、評価する側はすこい難しい部分で、言えば、もう少し情報共有を徹底的にしていってほしいかなと思いました。以上です。

◎【高橋夏美さん】 同じく関東学院1年生の高橋夏美と申します。本日はありがとうございました。前の3人が詳しいことは言ってくれたので、私のほうからは、時間がないので手短かにいかしていただきたいと思えます。

私も内情がわからなかったもので、実施されているか、いないか、アウトプットをということ、結果のほうに重きを置いて評価をさせていただきました。今回は比較するものがないという点から、かなり主観的な評価になってしまいましたが、その結果、こういったような結果に、学生のほうもなりました。比較するものがないことから、学生もかなり難しい評価だったと考えております。

また、こういったように、数値化することで何か見えてくるものもあるのかなと思うので、ぜひこれからもこういったように数値化してみるというのは、一種の結果を見るということに関して、とても有効な手段だと思うので、そういうものもぜひ寄与していただければと思います。

また、こういった機会を与えられたことで、学生自身もかなり学びに生かせると思えますので、今回はかかわられて本当にうれしく思いました。ありがとうございました。

◎【牧瀬稔氏】 学生のコメントは及第点ですね。私的にはよかったかなという感じがします。最後に茂原先生からまとめていただければなと思えます。

◎【茂原純氏】 PHP総研の茂原でございます。本日は貴重な御報告をどうもありがとうございました。時間も限られておりますので、私からは2点、指摘をさせていただければと思います。

1点目は、執行機関の監視といったときに、私は議会活動を、自治体の最上位計画で、経営の根幹となる計画である総合計画とリンクさせていくということが、今後、重要になってくるのではないかと思います。八王子市の場合ですと、総合計画の基本構想が議決事件になっていると思うんですね。決定した以上、その実現に責任を負っているということもございまして、総合計画というのは行政、議会、市民共通の目標でもあるので、この実現に向けて、執行機関の取り組みをチェックしていくということは、地域経営の上でも極めて重要になってくるのではないかと思います。

それで、総合計画ではいろいろな数値目標が設定されていると思えます。その目標達成について、議会がモニターし、結果の原因を追求していく。目標を達成できれば、執行機関を大いに褒めればいいですし、達成できていなければ、質問をして、原因を追求し、修正を促していくというチェック機能を果たしていけば、議会が総合計画実現のPDCAを回していくエンジンになり得るのではないかと考えます。

もう1点は、牧瀬先生から広告という話もございましたが、やはり市民の方々のパブリックリレーションズ、PRですね、この強化がキーになってくると思えます。そこで重要になるのは、双方向のコミュニケーションということであると思えますので、一方的に情報を提供する、あるいは意見を聞く

ということではなくて、いただいた意見をどう考えるのか、あるいは考え方を採用するのか、しないのか、ここまでしっかりと説明責任を果たす。ここまでしないと、市民の方々からの信頼関係というのは多分構築できないと思うんですね。非常にここは骨が折れるというか、大変なことなんですけれども、ここまでしてやっとPR活動ということなので、そこを御認識いただいて、PR活動の強化というものを展開し、そして市民の方々との良好な関係を築いて、市民の方々の活動を促していくというような方向に持っていければというふうに思います。

私からは2点、以上でございます。

◎【美濃部弥生議会運営副委員長】 ありがとうございます。以上で本日のプログラムはすべて終了いたしました。それでは、閉会に当たりまして、村松副議長より御挨拶申し上げます。

◎【村松徹副議長】 本日は私ども八王子市議会の議会基本条例検証のための評価会議開催に当たりまして、関東学院大学の牧瀬先生、またPHP研究所の茂原先生、そして関東学院大学の学生さん、8人、検証にかかわっていただいたということですが、本日は4人の皆様に来ていただきまして、大変貴重な御指摘をいただき、感謝申し上げます。また、きょうは中村先生が来られていないということでございますけれども、先生の御指摘も、恐らくこの中に織り込まれているんだろうなと思って、大変貴重な機会をいただいたことを、まず感謝申し上げたいと思います。

平成18年に栗山町議会が議会基本条例をつくられて、かれこれ12年がたつ中で、800前後の基礎自治体の議会が議会基本条例をつくられたという、そのうちの1つに八王子市議会がなっています。先ほども牧瀬先生から御紹介がありましたとおり、ほとんどの議会の基本条例は検証がなされていない。なされたとしても、内部評価にとどまっているということで、つくっておしまいみたいな反省なんか最近も指摘されているところですけども、八王子市議会は第20条の1項、2項におきまして、外部の方の目線で、市民も含めて評価をするということを規定に盛り込みまして、そして、またさらにこれは生かしていったらいい、ブラッシュアップするような、スパイラルアップというんですか、そういうことも反映ができるということを規定させていただいています。実は八王子市議会基本条例は3年にわたって素案の検討などを行ってまいりましたけれども、この長きに及んで議論して合意形成に至って全会一致になったということと、もう1つ、検証の仕組みがきちっと条文に盛り込まれたということが大きな特徴であるというふうに認識いたしておりましたが、本日は、その第1回目の評価ということで、80点という、100点満点中、80点、学生の皆様からは74.3点という厳しい御評価を、ちょっと厳しいのかな、どういう差があるのか、実はもっと聞きたいところもあるんですけども、大変ありがたい御指摘をいただき、感謝いたします。

また、牧瀬先生から政策立案の力を強化することでありまして、また、継続的な検証をぜひというお話もありましたし、八王子市は学園都市と言っておりますが、学生の活用につきましても貴重な具体的な御指摘をいただきました。

茂原先生からも、先ほど2点にわたり、総合計画にのっとった形での監視機能の強化、また、PDCAサイクルにしっかりと生かしていくことと、パブリックリレーションの考え方を教えていただきまして、ありがとうございました。

先日、実は大津市議会の方が視察に来られたときに、私は初めて知ったんですけども、いじめ防止条例、あれは議会のほうで提案してできたものだというお話がありました。てっきり私は教育委員会と戦った首長が提案したものだと思ったら、違うんだというふうに言われました。しかもミッションロードマップという、今、4年間のうちに議会が定める条例について具体的に議会としての共通認識を持っ

て取り組むという話なんかもその場でされまして、先ほど茅ヶ崎市のお話などもありましたが、議会改革を進めているところというのはさまざまな取り組みを、いろんなことや事例を研究しながら取り組んでいく必要があるなと思った次第でございます。

きょうのお話を受けて、また今後、提言をいただけるということでございます。しっかりこれを受けて、また我々議会としてもさらなる改革の糧にさせていただければと思う次第でございます。

長くなりましたけれども、本日は遠くまで来ていただきまして、本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

◎【美濃部弥生議会運営副委員長】 牧瀬先生、茂原先生、そして4人の大学生の皆様、本日は大変にありがとうございました。ここでもう一度皆様に拍手をお願いいたします。（拍手）

以上で八王子市議会基本条例検証のための評価会議を終了いたします。ありがとうございました。

〔午後零時02分閉会〕